製造の技術基準一覧(その1)

(見直しのポイント)

定置式製造設備に係る製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準関係(規則第4条第1項関係)

た 恒	八表色改備に示る表色心故の構造、位直が	ります	力技術工の	の基準関係(規則第4条第1項関係) 技術基準の目的									
	製造の 技術基準項目	対象物		火薬類の発火 爆発防止策		その他			見直しの方向性				
号			火薬類の 発火・爆発 発生時の 被害抑制 策	直発 強 強 大 は が は 禁 で 素 で 素 で 素 で 素 で 表 の 表 、 で 表 、 で 表 、 を 電 も が ま 、 を ま 、 を ま 、 を ま 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	間接的な 発火・爆発 防止策 (建屋の火 災防止等)	情報提供	盗難防止	その他 (国際全 (国際全 (海)、運 (国を (国を (国を (国を (国を (国を (国を (国を (国を (国を	現行の性 能規定化 状況	性能規定化	明確 技術基準 の趣旨の 明確化	雄化 規制対象 設備、工室 の明確化	整理統
1	警戒標識、危険区域の設定、境界柵、安全確保掲示板、警戒札等の設置	製造所全体			0	0			0				
	危険区域内に作業上やむを得ない施設以外の設置禁止	施設の位置			0				0				
	危険区域の境界柵が森林内に設けられた場合の <u>防火用空地(幅2m)</u> の 確保	施設の位置		0	0				×	0	_	_	_
	危険工室の保安距離	施設の位置	0						×				
	危険工室との保安間隔	施設の位置	0		-				×				
	危険区域内への固体燃料のボイラー・煙突の設置禁止	施設の位置		0	0				×				
	煙火製造工場の危険区域内での金属粉の貯蔵制限	施設の位置		0	0				×				
	爆発工室の構造(別棟、放爆)	施設	0						×				
	爆発工室又は一時置場の土堤等の設置	施設施設	0	0					×				
		施設	0	0	0				×	0	_	_	_
	危険工室等の避雷装置 発火工室の構造(別棟、耐火構造	施設	0	0					×		-		_
	発火工室の構造(別棟、耐火構造 発火工室と他の施設間に防火壁などの延焼遮断措置の設置	施設	0	0	0				0				
	発火工室と他の施設間に防火壁などの延焼遮断指直の設直 危険工室内の発火の危険のある設備に対して <u>必要に応じ</u> 消火設備を設置		0	0	J				0				
	ル映工至内の完大のル映のある設備に対して <u>か安に応し</u> 消火設備を設直 無煙火薬の一時置場に <u>告示で定めるスプリンクラー</u> の設置義務	施設/装直	0	0	0				×	0	0	_	0
	無注火業の一吋直場に <u>告示で定めるスプリングラー</u> の改直報符 危険工室の付近に貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備の設置義務	施設/装置	0	0	0				0				
					J								
11	危険工室のドア・窓はできるだけ多く設け、原則外開き、鉄製の金具の不 使用等	施設	0	0					×	0	_	0	0
11.2	無煙火薬の一時置場の <u>窓への暗幕等の遮光措置</u>	施設		0					×	0	0	_	0
12	危険工室の内面の土砂の剥落や飛散の防止措置と床面の鉄類禁止	施設		0					0	_	_	0	0
13	危険工室の床面を柔らかく、火薬類の浸透、侵入がない措置	施設		0					×	0	_	0	0
14	危険工室内の原動機及び温湿度調整装置の設置禁止。ただし、 <u>爆発又は</u> 発火を起こす虚のない場合にはこの限りではない。	装置		0	0				0				
14.2	無煙火薬存置場所への温湿渡記録計の設置及び <u>温度(40度以下)・湿度(75%以下)</u> 管理義務。温湿度調整装置の防爆。	装置		0					×	0	0	_	0
15	危険工室内の機械の構造は、鉄と鉄の摩擦の排除、摩擦部に滑剤を塗 布、動揺の防止、火薬類の侵入の防止措置	装置		0	0				×	0	-	0	0
16	危険工室の暖房装置は、熱源は <u>蒸気、熱気、温水、</u> 燃焼しやすい物と隔離、表面に火薬類等の付着防止措置を講じる	装置		0	0				×	0	0	-	-
17	危険工室内のパラフィン槽の温度が <u>120°C</u> を超えないようにするための温度測定装置を備えた安全装置	装置		0					×	0	-	0	-
18	危険工室等の照明装置等	装置		0	0				0	-	0	-	_
19	危険工室内の機械等の <u>接地</u>	装置		0					×	0	0	_	0
20	危険工室の停滞量等の <u>掲示板</u> による掲示	掲示/施設			0	0			×	0	0	_	_
21	危険工室に面した <u>木造建築物の耐火的措置</u>	施設	0		0				0				
22	火薬類が飛散するおそれのある工室の壁、天井の隙間を無くす構造等	施設		0	0				0	-	0	0	0
22.2	火薬類又は原料の粉じん飛散防止措置	施設/装置		0					0				
22.3	温度変化が起こる装置における温度測定装置	装置		0					0	-	0	-	-
22.4	火薬類の加圧設備の安全装置	装置		0					0				
22.5	静電気が発生し、爆発等がおこるおそれのある設備の静電気除去措置	装置		0					0	_	_	0	0
	雷薬等の危険工室の床、作業台等には <u>導電性マット</u> を施設し、かつ、接地	施設		0					×				
	工室入り口の静電気除去設備	施設		0					×	0	_	0	0
	<u> </u>	施設/装置		0	0				0				
		施設/装直	0	0	U				×	0	0		_
	火薬類乾燥工室の設置										0	0	_
	火薬類乾燥工室の加温装置は火薬類と隔離して設置	施設		0					0				
24.2	日乾場の高さ	施設	0	0					×				
24.3	日乾場の距離、防爆壁等	施設、及び 位置	0	0	0				×				
	日乾後の火薬放冷設備 爆発試験場等の防火壁、防火措置	施設施設	0	0	0				0				
	火薬類等の運搬容器	装置		0					0				
26.2	無煙火薬の一時保管容器	装置	0						×				
27	危険区域内の運搬車	装置		0					×	0	-	-	-
28	運搬通路の基準(平坦、 <u>勾配1/50以下</u>)	施設		0					×	0	0	-	_